

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市豊田土地改良区から役員  
の退任について次のとおり届出があった。

平成20年4月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	近藤 幸吉	観音寺市池之尻町770番地	平成20年4月1日